


石垣ロータリークラブ週報

: 今月のロータリーレート \$ 1=112 円:



四つのテスト
言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなの為になるかどうか



地区ガバナー: 松坂 順一氏「研修と活性化」

◆クラブテーマ『ロータリーを楽しもう!』

国際ロータリー第2580地区
今週のクラブ紹介

東京福生ロータリークラブ

会長: 田村勝彦 テーマ「次の50年に向けた新たなチャレンジを！」
例会日時: 水曜日 12:30~13:30 例会場所: 石川酒造(株)新蔵



～ 誕生 1968年11月 ～

東京青梅ロータリークラブより11名の会員が
移籍し、これをキーマンとして 会員の拡大
を開始し、1968年11月30日に、27名に拡
充したメンバーにより創立総会が開かれた。
1969年6月15日にチャーターメンバー33名
の会員を以って、認証状伝達式典を挙行。そ
の後、会員の拡大増強に努め、1973年6月
22日 東京秋川ロータリークラブを第一子クラ
ブとして創立し、1995年5月31日東京福生
中央ロータリークラブを第二子クラブとして創
立。2014年5月29日、東京福生ロータリーク
ラブと東京福生中央ロータリークラブが 合併
認証され、東京福生ロータリークラブとなる。

【バナーのデザインの由来】

スポンサークラブ東京青梅 RC の所在地である西
多摩の青梅郷は、古来梅の名所であります。青梅ゆ
かりの梅の古木と、福生、羽村を流れる多摩川の清
さを併せて徴し、郷土の清澄さと豊さを表現しまし
た。東京福生ロータリークラブは、福生市・羽村市・
瑞穂町の二市一町の地域で構成されております



池城 貞光 氏 9日 前木 繁孝 氏 19日 遠藤 正夫 氏 25日

<1月の予定> 9日(水)会員年頭の挨拶 16日(水)夜間例会 23日(水)ゲスト卓話

会長: 遠藤 正夫 副会長: 橋本 孝来 幹事: 池城 貞光 副幹事: 大田 次男

例会日 水曜日 12:30~13:30

例会場 アートホテル石垣島 (0980) 83-3311

事務局 〒907-0013 石垣市浜崎町 1-1-4

TEL/FAX (0980) 83-2917

URL <http://ishigaki-rotary.jimdo.com>

E-mail ishiroatary@ninus.ocn.ne.jp

《第20回 12月12日(水)例会報告 (通算2814回)》

ゲスト卓話

＜司会進行＞東上里 和広

＜出席報告＞

ロータリーソング:手に手つないで 四のテスト

ソングリーダー :大田 次男

ゲスト:那覇地方法務局石垣支局

支局長:相良 常氏 氏・支局長補佐:松崎 真理子 氏

メイクアップ:小底 厚子・漢那 憲隆・上勢頭 保・上原 晃子

会員総数 :43名

出席義務会員:42名

出席数:25名

欠席数:17名

出席率:59.52%

通算出席率:65.12%(11月)

本日のココロ

*遠藤 正夫 :那覇地方法務局石垣支局長様 本日はありがとうございました。

*今西 敦之 :国際奉仕委員会はじめ、モアイご参加の会員皆様お世話になりました。

今回は無事帰宅できました。我那覇宗広会員 ありがとうございました。

*小林 昌道 :12月1日からの早朝座禅会、無事終わりました。

◆BOX ¥3,000 (累計¥87,000)◆コイン ¥4,166 (累計¥45,695) 合計¥144,874

会長挨拶:遠藤正夫

◆◆会員からの報告◆◆



こんにちは。地区大会には沢山の方にご参加頂きたいと思ひます。ただ前日は16日祭という八重山では大きな行事がありますが、できればそれが終わってからも東京の方に来て頂ければ幸いです。来年の国際大会の第1回申し込みも終わりました。何名か登録されたと思うのですが、こちらも是非より多くの方に参加して頂ければと思ひます。来週の夜間例会は「シテイジャック」で行います。オールディーズのバンドも入れながら楽しみたいと思ひますので是非、参加して下さい。今日の卓話は那覇地方法務局石垣支局、支局長と補佐に来て頂いております。私の仕事場みたいなもので支局長の方にお願ひしましたら、快く引き受けて頂きました。人権についての事などお話しして頂きますが、なかなかこういうお話を聞く機会もないと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

情報・広報委員長 佐藤 智博 氏

しばらく行われていなかった新入会員向けのオリエンテーションを1/9の定例会の後に行いたいと思ひます。対象の方を絞ってご連絡を差し上げたいと思ひますがまだ受けていない方はご参加をお願ひいたします。

ゲスト卓話:相良 常氏 氏

那覇地方法務局石垣支局 支局長



◆テーマ◆ 人権擁護活動について

皆様こんにちは。今回、こういう席にお招き頂きまして大変ありがとうございます。遠藤先生には何度も法務局の方においで頂いていますが、ここにお集まりの皆様方とは初めてだと思います。法務局の仕事の登記は身近だと思いますが、それ以外にもいろんな業務を取り扱っています。例えば戸籍、供託、訟務これは国の裁判です。国の代理人として法廷活動をするというような業務を行っております。法務局というのは身近なところで地域の方々と繋がりがありますが、名前が堅くて法務局と聞いた時に何をやる所かなと、なかなか認知度が低いのかなと思ひます。法務局の業務の中で「人権」についてお話をさせていただこうかと思ひ資料を準備して参りました。人権啓発とよく言葉としては聞くと思ひますが国の機関ですと、専門的にしているのは法務省の中の人権擁護機関としてやっております。人権については非常に幅が広いという事で、どういった取組みをして行くかと毎年、強調事項ですとかある

◆◆幹事報告:池城 貞光◆◆

来年2月の地区大会の登録料は1万2千円となっておりますので、今月の26日までに事務局へ納めて下さい。来年1/28には東京上野RC35周年、友好ロータリー締結式がありますが行かれる方は25日までにご報告して下さい。当クラブ会員の伊盛さんが黄綬褒章を受賞されましたので合同祝賀会のご案内が来ており12/17(月)18:30~となっております。チケットは事務局でお預かりしております。新春の交歓会の案内も来ており12/14までに購入されて下さい。それ以降の購入ですと名簿に名前が掲載されませんのご注意ください。

いは、重点目標というのを決めます。「平成 30 年度啓発活動重点目標」という事で「世界人権宣言 70 周年」みんなで築こう人権の世紀～考えよう相手の気持ち未来へつなげよう違いを認め合う心～これが重点目標です。17 項目くらいあります。ちょうど 12 月 4 日～12 月 10 日まで人権週間という事で全国的に人権に関する催し物や講演会、いろんなイベントが行われていたところ。全国中学生人権作文コンテストといった啓発活動をしています。

「企業と人権」についてですが、法務局というのはなかなか一般企業の方々とは接する機会が無かったんですが、今言われているのは国の機関もいろんな所と連携をしながら啓発活動を進めていく必要があるという事で、これまでは自治体とかが中心になっていましたが、今は民間企業の方々にご協力頂いてやっている啓発活動もあります。法務局が民間企業の方々に何が出来るかという、一つは人権研修のお手伝い出来るのかなと思っております。いろんな人権啓発資料等を貸し出していますので、企業研修をされる際は是非、こういうのを活用して頂きたいと思います。外国人と人権の問題、障害者問題、セクハラ、パワハラ、最近多いのはパワハラあたりの講演依頼が多いと思います。実際、ビデオの貸し出しだけではなくて法務局の方から講師としてお邪魔する事も出来ますので遠慮なくおっしゃって頂ければと思っております。暗い話しになりますが、人権侵犯事件の調査とか人権相談というのも受けています。もし何か困っている事がありましたらこういった相談機関を利用して頂ければ何らかのお手伝い出来るかと思えます。身近にそういった方がいましたら法務局をご紹介していただきたいと思えます。ちなみに人権侵犯事件がどれ位あるかと言いますと、全国の数字になりますが、H29 年度で 2 万件位の推移となっております。先程、企業の話をして頂きましたが、法務局だけではなくて、人権擁護員という法務大臣から委嘱を受けて活動されているボランティアの方々がいらっしゃいますが、その方も講師として行かれています。企業との関係を若干ご紹介させて頂きますと、学校に行って子供達に向けて人権の話しをしています。今はインターネットの事件が多くラインとかに書き込みをされてイジメに発展したりとか、そういった事件が全国的に増えていて、法務局の方でも扱っている事件が非常に増えています。「インターネットの人権侵害について」学校にお邪魔してお話しをしていますが、その中で民間企業と一緒にしているのが NTT ドコモさんです。NTT ドコモさんは社会活動の一環として「携帯スマホ安全教室」というのをやっていますので人権教室を組み合わせる学校にお邪魔したりして

います。企業だけでなく近くの公民館とか地域住民の方々の集まりがあればそういった中でもお話が出来ますので是非、活用して頂ければ有り難いです。何かご質問等がありましたらいつでもお答えいたしますし、何かありましたら法務局の方にもお電話いただければと思います。いろんな事を法務局は扱っていますので、質問がありましたら遠慮なくお電話いただければと思います。よろしく願いいたします。

ゲスト卓話:松崎 真理子 氏

那覇地方法務局石垣支局 支局長補佐



◆テーマ◆ 無戸籍者について

皆さんこんにちは。戸籍というのは日本国籍、日本国民にとって親族的身分関係を登録して公文書するものですが、皆さんは年齢的にも必ず 1 回や 2 回取った事があると思いますが、現実的に戸籍が無い子供達があります。何故かという、子供を産んだ時に何らかの形で出生届が出されなかった。このよう子供達を一般的に無戸籍者と言います。無戸籍問題については平成 18 年 12 月に父母の離婚を 300 日以内に出生した子供について母の後に結婚した夫の子供として届出たが、あなたの子供ではないという事で戸籍に載せられずに戸籍が無いまま 2 才になったというような事を発端に NHK のクローズアップ現代に取り上げられて発覚しました。平成 19 年から 20 年にかけて社会問題として注目を集めた事、ご存じの方も多いと思えます。法務省ではお医者さんが子供の婚姻の解消とか取消し後という証明書があります。その証明書を付けたら前の夫の子供の推定に及ばないという証明が出されたら無戸籍者の対応についてという事で周知を図ってきましたが、無戸籍問題はそれで解消したというわけではなく戸籍の記載は届出がないと戸籍の記載がないのでそのままになっているわけです。平成 26 年 5 月に無戸籍の方がそのまま成人になった方がいます。全国では 2 千人を超えています。成人になった方々が健康保険証も無い、預金口座も開設出来ません。この方は調理師免許も取りたいのですが、就職する際は戸籍謄本を取り寄せて出しますが、それも出来ないのでは就職したくても就職出来ない、どうするかという何とも出来ないままとなります。そういう事が社会問題となりました。戸籍謄本を取って自分の身分を証明しますが、それ

が出来ない為に、社会生活上、結婚したくても結婚出来ない、就職したくても出来ない、行政サービスも受けられないというような人達がいると言われています。戸籍法では出生届について、届出する人を届出義務者と言いますが、届出する人は決まっています。子供が生まれたら名前も付けて 14 日以内に出さなければなりません。国外で生まれた場合は 3 ヶ月以内、そうしないと戸籍に記載されません。その子は日本人として生まれたとしても日本国籍を有しませんので、日本人としての身分関係がなされません。届出義務者はもちろん父母が出すわけですが、子供が生まれた時に何らかの理由で届出が出来なかったというような事がございます。民法第 772 条、妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定する。婚姻の成立した日から 200 日を経過した後又は婚姻解消から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定される。たとえ夫以外の男性と設けた子供であっても民法とか戸籍法上は全て嫡出子、婚姻関係にある訳ですから自分の夫じゃない人の子供であっても、夫婦である以上は夫との戸籍に載せなければいけないという事になります。そうすると夫以外の男性、戸籍上ではなくて血縁上の父親で出生届を出そうとしたら、本当の夫婦との間の子としてしか出せませんと言われて役所の窓口では NO と言われます。届出人の母は血縁上の父親の戸籍に載せたいが為に出せないままになってしまうんです。典型的な例としては、DV 等により、法律上の夫（戸籍上の配偶者）と別居し、婚姻解消前に法律上の夫以外の男性との間に子が出生した場合、入るべき戸籍は父母の戸籍となる（法律上の夫の戸籍）。法律上の父の戸籍と同籍させないため、戸籍の届出（出生届）を行わない。出生届を出さないという事は戸籍が無い、生まれた子供の存在はあるのだけれども認められないという事になります。民法第 772 条の嫡出推定制度の趣旨では、子の福祉や家庭の平和のためには、法律上の父子関係を早期に確定し、子の身分関係を安定させる必要があるという風になっております。離婚した前の夫の嫡出推定を否定するという時には裁判で手続きをする訳ですが、嫡出否認をしたり、親子関係はありませんという親子関係不存在確認、強制認知の審判を裁判所の方に訴えて確定してもらいます。嫡出父子関係が否定されたら、例外として母の夫を父親としない出生届をする事が認められています。そこでも子供の母親の心境としては裁判手続きの協力を求められない、結局、嫡出否認の訴えは夫がしないといけない訳ですから、相手方に協力を求めるのも嫌だし顔を見るのも嫌だという事になり、結局は届出が出されない

という理由もございます。他の理由として貧困や育児放棄をして届出が出されないというような事もございます。経済的に余裕がないという事や自然分娩で自宅出産をする方も昔はいたようですが、出産費用は退院する時に病院に払わないといけない訳ですから、届出を出すためには病院から出生証明書が必要で、費用が払えないため出生証明書を貰えないまま出生届を出さなかったという事もございます。母親が未婚のまま出生届を出すと戸籍の筆頭者になって子供を持つ事になるので、それをしたくないということもあるようです。また、制度の無理解という理由もございます。戸籍法では、夫婦の間に生まれた子供は父母からの出生届によって記載されるのが原則ですが、その事を知らずに病院から自動的に戸籍の記載がされるだろうと誤解をして出生届を出さなかったという例もございます。母親事態が無戸籍である理由で自分が産んだ子供の出生届を出さないという事もございます。自分も戸籍がないので子供を戸籍に載せようがない訳です。私が戸籍の担当をしている時に 30 代の娘さんがいました。小学校に上がる時期の子供が遊んでいるという事で調べてみると学校へ行っていない、どうしてかという住民票もないので学校からの通知が行ってなかった。その子のお母さんも戸籍が無かった。まだ 50 代で元気だったので呼び出して話を聞いてみると DV を受けて別居し、別の男性との子供が生まれた。血縁上の父親の名前で出したら役所が受け付けてくれなかったのもままになってしまい、その娘さんが大きくなって子供も生まれたがそれまで何も出来なかったという事です。届け出義務者である母親は生きていた訳ですからまずは、30 代の娘さんの出生届を出します。出生証明書はもう病院がなくなっていたので出生証明書は貰えないのですが、法務局の方ではいろいろ事情を聞いて届けてくださいという事で戸籍が出来ました。今回の件は母親が生きていたから出来ましたが、もし届出を出さず母親がいなかったら裁判所の方では就籍というような手続きを取らざるを得なくなります。戸籍がどれだけ大事かという事が分かります。無戸籍の方は小さい子だけではなく成人した子供も沢山います。そういった人達の戸籍をどうやって作っていくかという事を法務省は戸籍のない方の支援をしていこうという事をしていません。皆さん無戸籍、そして戸籍に記載がない情報がありましたら法務局や役所、竹富町役場の方にお知らせいただければ支援をさせていただきます。法テラスや裁判所にも一緒に寄り添って行く事もできますので情報を頂きたいと思っております。全国で把握されている人数は 2 千名を超えています。沖縄にも居ます。判明したからと

いってすぐに作れるようなものではなく、裁判所に行ったりといろいろな手続きがあります。不安になっている方もいると思います。そういう方々の支援もさせていただきますので、今日のこの機会に法務局はこういう事をやっているんだなということを知っていただければ有り難く思います。ありがとうございました。

～ 例会風景 ～



バナーのプレゼント



～夜間例会風景～ 「シティジャック」 19:00

《第22回 12月19日(水) (通算2816回)》



オールディーズバンド
「パール ヴィレッジ マウンテン」の皆さん



1 ステージの予定が盛り上がり
2 ステージ歌って頂きました♪



歌って♪踊って♪
とっても楽しい一夜でした🍷